

総務局アシスタント職員（困難業務） 募集要項

項 目	内 容
職名	総務局アシスタント職員（困難業務）
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 <u>なお、期間を定めた任用であり、令和 9 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。</u>
勤務職場	東京都総務局大島支庁土木課 東京都大島町元町字オンダシ 222-1 土木課執務室他作業場所は別途指示する。
職務内容	道路清掃など、都道及び付帯する施設の維持管理補助
応募資格・ 求められる能力	次の要件を全て満たすこと。 (1) 道路の維持補修業務または樹木等の維持管理に関する業務経験、もしくは同等の能力を有する (2) 健康でかつ、業務に責任を持って前向きに取り組む意欲がある (3) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、誠実に業務に取り組み、正確な事務処理ができる (4) パソコン（Word、Excel、Outlook メール等）の基本的な操作能力を有する (5) 上司や同僚に適切に報告・連絡・相談を行うことができる (6) 関係機関と円滑な連絡調整を行うことができるなど、十分なコミュニケーション能力を有する (7) 服務規律及び職場ルールを遵守して業務に取り組むことができる (8) 現在有効な自動車普通免許を有し、当該免許取得後 1 年以上経過している (9) 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できる
採用予定人数	1 名
勤務日数	月 12 日勤務（原則として、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は除く）
勤務時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで 所定勤務時間を超える勤務有り（業務の必要上やむを得ない場合のみ）
休憩時間	正午から午後 1 時まで
休暇等	（有給）年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 （無給）病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与 ※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。

報酬額	時間額 1,840 円（通勤手当相当額を別途支給：上限 2,600 円/日） ※ 原則として月の 1 日から末日までの期間分を翌月の 15 日に口座振込により支給 ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険等の加入有り ※ 所定の要件を満たした場合
応募方法	1 申込書類 ア 「会計年度任用職員申込書」（第 1 号様式） イ 返信用封筒（定形封筒（長 3）、110 円切手貼付） 1 通 ※ 申込書には必ず、写真（カラー）を貼付してください。 背景無し、無帽、（横）30mm×（縦）40mm、写真の裏面に名前を記載 ※ 返信用封筒には、合否通知等の郵送先（氏名・住所・郵便番号）を記入し、110 円切手を貼付してください。 2 申込方法 上記申込書類を、以下の申込先に御持参又は御郵送ください。 ＜申込先＞ 〒100-0101 東京都大島町元町字オンダシ 222-1 東京都大島支庁 土木課管理担当 宛 ※ <u>申込書類は、選考及び合否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し他の目的には使用しません。また、応募書類は返却しませんので、予め御了承ください。</u>
応募期限	<u>令和 8 年 8 月 20 日（木曜日）まで（必着）</u> ※ 持参の場合は、大島支庁土木課の開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く） ※ 郵送の場合は、最終日消印有効ではありません。<u>期日を過ぎて到達したものは、受け付けられませんので御注意ください。</u>
選考方法等	1 選考方法 一次審査（書類選考）後、二次審査（面接）を実施します。 なお、応募期限以降に一次審査（書類選考）を行います。 2 二次審査（面接）日時（予定）及び場所 （1）日時 令和 8 年 8 月 27 日（木曜日）（予定） （2）場所 大島支庁内会議室 ※ 詳細は、一次審査（書類選考）合格者に別途お知らせします。 3 合否通知及び通知方法 二次審査（面接）実施後、本人宛郵送等により通知いたします。 <u>選考経過及び結果に関する問い合わせについては、一切応じられません。</u>
問合せ	東京都大島町元町字オンダシ 222-1 東京都大島支庁 土木課管理担当 奥林・關根 電話 04992-2-4441（直通） ※開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く）